

青空道場 規約

(名称)

第1条 本団体は、青空道場と称する。

(目的)

第2条 本団体は、学生の運動不足の解消や、健康維持を行うことを目的とする。

(役員)

第3条 本団体は、次の役員で構成する。役員任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議に置いて改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長 1名 ……本団体を代表する。
- 2) 副部長 1名 ……部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。

(決議)

第4条 本規約に定めのない事項については全部員の承認により決する。

(改廃)

第5条 本規約は、全部員の承認により改廃される。

附則

この規約は、平成26年6月1日から施行する。